

野田市告示第 1 1 号

野田市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年野田市条例第 2 7 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、野田市告示第 3 6 号において別途野田市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 3 0 日とする。

令和 7 年 1 月 2 0 日

野田市長 鈴木 有

都道府県名	地 域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町